令和８年１１月吉日

お客さま各位

東予信用金庫

手形・小切手の電子化に向けた各種規定改定のお知らせ

平素より、東予信用金庫をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和８年８月２７日のお知らせ「手形・小切手の全面電子化に向けた取組みについて」により、手形・小切手の振出期限の設定および他金融機関を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの終了を公表しております。これに伴い、下記のとおり各種規定を改定いたしますのでお知らせします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

１．改定となる規定

・当座勘定規定（一般当座用）
・普通預金規定
・決済用普通預金規定
・貯蓄預金規定
・納税準備預金規定
・代金取立規定

２.適用開始日

令和８年１２月３１日（木）

３．改定内容

（１）当座勘定規定（一般当座用）

改定後	改定前
第１条（当座勘定への受入れ） （１）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	第１条（当座勘定への受入れ） （１）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。
第７条（手形、小切手の支払） （１）小切手が支払のために呈示された場合、または手　形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、令和８年１２月３０日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>	第７条（手形、小切手の支払） （１）小切手が支払のために呈示された場合、または手　形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。

改定後	改正前
第８条（手形、小切手用紙等） （１）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。ただし、令和８年１２月３０日までに振り出してください。 （２）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ令和８年１２月３０日までに振り出された手形であることを確認してください。	第８条（手形、小切手用紙等） （１）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 （２）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
第１７条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （１）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、令和８年１２月３０日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。	第１７条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （１）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
第１８条（線引小切手の取扱い） （１）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、令和８年１２月３０日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。	第１８条（線引小切手の取扱い） （１）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。
約束手形用法 ３．振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。	約束手形用法 ３．振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
為替手形用法 ４．振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。	為替手形用法 ４．振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
小切手用法 ２．小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。なお、令和８年１２月３０日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。	小切手用法 ２．小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。

（２）普通預金規定

改定後	改定前
２．（証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	２．（証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。

（３）決済用普通預金規定

改定後	改定前
３．（証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	３．（証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。

（４）貯蓄預金規定

改定後	改定前
２．（証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	２．（証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。

（５）納税準備預金規定

改定後	改定前
２．（証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	２．（証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。

（６）代金取立規定

改定後	改定前
１．（取扱証券類） 　手形、小切手、公社債、利札、配当金領収書その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」）という。）は、代金取立てとして取扱います。ただし、令和８年１２月３０日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。	１．（取扱証券類） 　手形、小切手、公社債、利札、配当金領収書その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」）という。）は、代金取立てとして取扱います。
１１．（規定の変更等） （１）この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸説の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。 （２）前記(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。	（追加）

以上